

【案件名】多治見市社会福祉協議会に対する補助制度の追加について

多治見市社会福祉協議会に対する補助制度を追加するにあたり、皆様からの意見を募集します。

1 概要

多治見市社会福祉協議会（以下「社協」といいます。）を補助対象者とした次の補助制度（いずれも事業を対象とした補助）を令和4年度から追加します。

- (1) 地域福祉協議会支援事業（地域福祉協議会のメニュー事業に対する補助）
- (2) 障がい児・者サロン支援事業（地域住民のサロン活動に対する補助）

2 経緯・理由等

現在、市内では8団体（養正、脇之島、共栄、北栄、根本、小泉、市之倉、笠原）の地域福祉協議会（以下「地域社協」といいます。）が地域の実情に応じた地域活動を展開中です。本市では地域福祉協議会支援推進事業を平成29年4月1日に新設し、社協が地域社協に対して助成した賃借料や備品購入費、修繕料の経費を補助しています（補助対象者は社協。詳細は【参考1・2】参照）。

また、社協では「ひまわりサロン事業」として地域住民が実施・運営する高齢者、障がい児・者、子どもを対象にしたサロン活動を支援しています。高齢者サロンは市の委託事業として展開中であり、助成対象団体も増加傾向（R2：55サロン、R3：96サロン）ですが、その他のサロン活動に対する市からの支援はありません。

地域住民が主体となって行う各地域での福祉活動の推進については、地域社協の実施事業やサロン活動の拡充に向けた取組みが重要です。

今回の補助制度の追加は市が進める地域力の向上や地域福祉の推進にも繋がることから、市が積極的に支援する必要性が高いと判断し、令和4年度から追加したいとするものです。

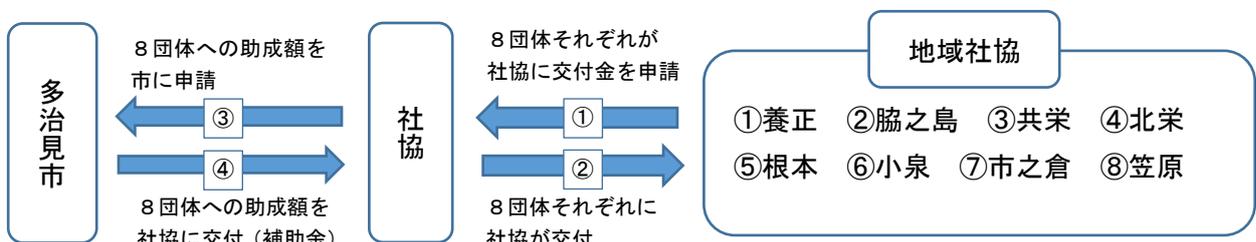
【参考1】地域福祉協議会支援推進事業（現在実施している補助の内容）

補助対象経費	補助率	補助対象者	補助額
実施計画に基づく地域福祉協議会支援推進事業に要する経費（賃借料、備品購入費、修繕料）	10/10 以内	社協	予算に定める額 【参考】R3 予算額：2,250千円 1団体当たり250千円（上限額）×9団体（※1） ※1：既存8団体+新規1団体分

■ 交付実績

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
交付額	1,711,204 円	1,691,990 円	1,632,000 円	1,979,349 円
団体数	7 団体			8 団体（R2.4 小泉設立）

【参考2】地域福祉協議会支援推進事業の仕組み



3 補助制度の概要

(1) 地域福祉協議会支援事業

補助金交付の流れは1ページの【参考2】に準じ（社協を補助対象者とした間接補助）、補助対象は地域社協が実施する次の事業に要した経費（補助率10/10）とします。

市では最終的に市内13の全小学校区において地域社協が設立できるよう、今回の補助制度の追加を地域社協の立ち上げを検討している地域への支援に繋げていきたいと考えています。

■主な補助対象事業（メニュー事業）

ボランティアの管理、コーディネート	小地域福祉活動の推進、活動支援
地域福祉課題の調査研究（年2回のアンケート調査）	広報誌の発行（毎月、全戸配付）

【参考3】地域社協1団体当たりの財源内訳

＜現状＞

市補助金（上限250千円）	
地域福祉協議会支援推進事業 （上限250千円：賃貸料、修繕料、備品購入費）	
-	
社協交付金	
人件費（上限800千円）	
メニュー事業への補助（上限400千円）	
社協会費還付分（還付率約40%）	
収益事業収入（地域社協により異なる）	

＜補助制度創設後（令和4年度以降）＞

市補助金（上限650千円）	
地域福祉協議会支援推進事業 （上限250千円：賃貸料、修繕料、備品購入費）	
メニュー事業への補助（上限400千円）	
社協交付金	
人件費（上限800千円）	
-	
社協会費還付分（還付率約40%）	
収益事業収入（地域社協により異なる）	

※メニュー事業への補助を市が創設することに伴い、地域社協に対する新たな支援策を社協が検討中です

(2) 障がい児・者サロン支援事業

補助金交付の流れは1ページの【参考2】と同様、社協が各サロンに助成した費用を市が補助（社協を補助対象者とした間接補助）します。

補助対象はサロン事業実施に必要な保険料（サロン活動中の事故を対象とした傷害保険）及び開催回数に応じた助成金（1回あたり1,000円。上限は年48回）。（※2）です。

※2：開催回数に応じた助成金を令和4年度から新設。これまでは社協で月2,000円の助成金を交付（今後も継続）

同様に、子どもを対象とした子育てサロン事業への補助制度（補助対象は②に同じ）を令和4年度から追加予定（所管は子ども支援課）です。

4 予算措置

令和4年度当初予算に計上（地域福祉協議会支援事業3,200千円、障がい児・者サロン支援事業114千円の計3,314千円（福祉課所管）、子育てサロン支援事業85千円（子ども支援課所管））しています。

なお、今回追加する補助制度は地域福祉の推進を目的としているため、現在の地域福祉協議会支援推進事業と同様、多治見市社会福祉事業基金を財源とします。